

出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第33号

出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則（昭和61年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
(会計員の設置等)					(会計員の設置等)						
第5条 総務部総務事務センター、 <u>出納局</u> 、 <u>広域振興局総務部の経理課及び支出審査課並びに地方振興局企画総務部支出入札課（盛岡地方振興局企画総務部にあつては、管理入札課及び支出審査課）</u> に会計員を置き、主任主査、主査、主任、主任主事、主事及び事務員の職にある者をもって充てる。					第5条 総務部総務事務センター及び出納局並びに <u>広域振興局経営企画部の支出入札課（盛岡広域振興局経営企画部にあつては、支出審査課及び入札課）及び地域振興センター支出入札課並びに広域振興局総務部の経理課、支出審査課及び入札課</u> に会計員を置き、主任主査、主査、主任、主任主事、主事及び事務員の職にある者をもって充てる。						
別表第1（第2条－第4条関係）					別表第1（第2条－第4条関係）						
		組 織			職 等						
知 事 の 事 務 部 局	本 庁	総 合 政 策 部	政 策 推 進 課	[略]	秘 書 広 報 室	秘 書 課	[略]	[略]	[略]		
			広 聴 広 報 課	別 に 命 ず る 職 員							
		地 域 振 興 部	地 域 企 画 室	[略]	政 策 地 域 部	政 策 推 進 室	[略]	[略]	[略]	[略]	
			市 町 村 課	行 政 ・ 市 町 村 合 併 担 当 課 長							
		[略]					[略]				
		保 健 福 祉 部	[略]			[略]			[略]		
			医 療 国 保 課		[略]	医 療 推 進 課		[略]	[略]		
			[略]			[略]			[略]		
		[略]					[略]				
		県 土 整 備 部		[略]			県 土 整 備 部		[略]		
		総 務 部	総 務 室		管 理 課 長	総 務 事 務 セ ン タ ー	所 長		[略]		
			総 務 事 務 セ ン タ ー		所 長		[略]				
		出 納 局		[略]			出 納 局		[略]		
		出 先 機 関	広 域 振 興 局 及 盛 岡 地 方 振 興 局	盛 岡 地 方 振 興 局 企 画 総 務 部		[略]	盛 岡 広 域 振 興 局	経 営 企 画 部		[略]	納 税 室 管 理 課 長
[略]				[略]	県 税 部			[略]			

び地 方振 興局 (以 下「 広域 振興 局等 」と いう 。)	保健福祉環 境部	[略]
	土木部	<u>管理用地室総務管理課長</u> <u>岩手出張所次長</u> <u>ダム建設事務所次長</u> <u>別に命ずる職員(ダム管理事務を担当するもの)</u>
	税務部	<u>納税室管理課長</u>
	県南広域振興局	保健福祉環 境部
	農林部	[略]
	土木部	[略]

び地 方振 興局 (以 下「 広域 振興 局等 」と いう 。)	保健福祉環 境部	[略]
	土木部	<u>管理用地室管理課長</u> <u>別に命ずる職員</u> <u>次長</u> <u>管理用地課長</u>
	ダム管理 事務所	
	ダム建設 事務所	
	土木セン ター	
県南広域振興局	総務部	部長
	総務セン ター	所長
	県税部	納税課長
	県税セン ター	
	保健福祉環 境部	保健福祉室福 祉課長 <u>特命課長(北 上市に駐在す る者に限る。)</u>
	保健福祉 環境セン ター	<u>管理福祉課長</u> <u>遠野市又は一 関市千厩町に 駐在する職員 であって別に 命ずるもの</u>
	農政部	[略]
	遠野農林 振興セン ター	<u>農業振興課長</u>
	農村整備 センター	<u>管理用地課長</u>
	土木部	[略]
	土木セン ター	<u>管理課長又は 管理用地課長</u>

	税務部	納税課長
	総務部	総務部長
花巻総合支局	地域支援部	総務入札課長 税務室長 遠野県民センター所長
	保健福祉環境部	管理福祉課長
	農林部	農村整備室 管理用地課長
	土木部	管理課長
北上総合支局	地域支援部	総務入札課長 税務室長
	保健福祉環境部	管理福祉課長
	土木部	管理用地課長
一関総合支局	地域支援部	総務入札課長 税務室長 千厩県民センター所長
	保健福祉環境部	管理福祉課長
	土木部	管理課長
大船渡地方振興局	企画総務部	管理主幹 税務室長
	保健福祉環境部	福祉課長
	水産部	漁港漁村課長
	土木部	管理課長 ダム建設事務所次長
釜石地方振興局	企画総務部	[略] 税務室長
	保健福祉環境部	[略]

沿岸広域振興局	経営企画部	[略] 県税室長
	地域振興センター	管理主幹 県税室長（宮古地域振興センターにあっては、県税室納税課長）
	保健福祉環境部	[略]

	境部	
	水産部	[略]
	土木部	[略]
宮古地方振 興局	企画総務部	管理主幹
	保健福祉環 境部	福祉課長
	水産部	漁港漁村課長
	土木部	管理課長
	税務部	納税課長
	林務事務所	別に命ずる職 員
	土木事務所	管理課長
久慈地方振 興局	企画総務部	[略] 税務室長
	保健福祉環 境部	[略]
	[略]	
	土木部	別に命ずる職 員（ダム管理 事務を担当す るもの）
	二戸地方振	企画総務部

境部	保健福祉 環境セン ター	福祉課長又は 管理福祉課長
農林部	農林振興 センター 林務室林 務出張所	別に命ずる職 員
水産部	水産振興 センター	[略]
土木部	土木セン ター	[略] 管理課長 ダム建設事務 所次長
県北広域振 興局	経営企画部	[略]
	地域振興 センター	県税室長
	保健福祉環 境部	[略]
	保健福祉 環境セン ター	[略]
	[略]	
土木部	ダム管理 事務所	別に命ずる職 員
	土木セン ター	管理課長

	興局		税務室長
		保健福祉環 境部	福祉課長
		土木部	管理課長
環境 生活 部に 属す る出 先機 関	[略]		
[略]			
商工 労働 観光 部に 属す る出 先機 関	岩手県工業技術集積支援セ ンター		[略]
[略]			
農林 水産 部に 属す る出 先機 関	[略]		
	岩手県北家畜保健衛生所	別に命ずる職 員	
[略]			
	奥州農業改良普及センター	[略]	

総務 部に 属す る出 先機 関	岩手県東京事務所	総務行政部長
	岩手県消防学校	副校長
環境 生活 部に 属す る出 先機 関	[略]	
[略]		
商工 労働 観光 部に 属す る出 先機 関	岩手県大阪事務所	次長（次長が 欠けたときは 、主査（庶務 を担当するも の））
	岩手県北海道事務所	次長（次長が 欠けたときは 、主査）
	岩手県名古屋事務所	次長（次長が 欠けたときは 、主査）
	岩手県福岡事務所	次長
	岩手県工業技術集積支援セ ンター	[略]
[略]		
農林 水産 部に 属す る出 先機 関	[略]	
	岩手県北家畜保健衛生所	次長
[略]		
	奥州農業改良普及センター	[略]
	一関農業改良普及センター	別に命ずる職 員

県土整備部に属する出先機関	[略]	
総務部に属する出先機関	岩手県東京事務所	総務行政部長
	岩手県大阪事務所	次長（次長が欠けたときは、主査（庶務を担当するもの））
	岩手県北海道事務所	次長（次長が欠けたときは、主査）
	岩手県名古屋事務所	次長（次長が欠けたときは、主査）
	岩手県福岡事務所	次長
	岩手県消防学校	副校長

[略]

人事委員会の事務部局	職員課	別に命ずる職員
------------	-----	---------

[略]

別表第2（第3条関係）

組織				職等
知事の事務部局	本庁	総合政策部	広聴広報課	別に命ずる職員
		総務部	総務事務センター	[略]
	[略]			
出先機関	広域振興局等	盛岡地方振興局	企画総務部	総務課長 管理入札課長 支出審査課長

県土整備部に属する出先機関	[略]	
---------------	-----	--

[略]

人事委員会の事務部局	職員課	総務・任用担当課長
------------	-----	-----------

[略]

別表第2（第3条関係）

組織				職等
知事の事務部局	本庁	総務部	法務学事課	別に命ずる職員
			総務事務センター	[略]
	[略]			
出先機関	広域振興局	盛岡広域振興局	経営企画部	総務課長 支出審査課長 入札課長
			県税部	別に命ずる職員

	保健福祉環境部	[略]
	土木部	
	税務部	
県南広域振興局		
	保健福祉環境部	[略]
	土木部	
	税務部	
	総務部	総務課長 経理課長 支出審査課長 入札課長
花巻総合支局 北上総合支局 一関総合支局	地域支援部 保健福祉環境部 土木部	別に命ずる職員
久慈地方振興局	企画総務部	[略]
	保健福祉環境部	[略]

	保健福祉環境部	[略]
	土木部	別に命ずる職員
県南広域振興局	総務部	総務課長 経理課長 支出審査課長 入札課長
	総務センター	入札課長 別に命ずる職員
	県税部	別に命ずる職員
	県税センター	
	保健福祉環境部	[略]
	保健福祉環境センター	
	土木部	別に命ずる職員
	土木センター	
沿岸広域振興局	経営企画部	[略]
	地域振興センター	
	保健福祉環境部	[略]
	保健福祉	

この規則は、平成22年4月1日から施行する。